日医総研ワーキングペーパー

性教育について -学習指導要領上の規定と 望ましい性教育の在り方の考察-

No. 460 2021年9月16日

日本医師会総合政策研究機構 和田 勝行

性教育について

-学習指導要領上の規定と望ましい性教育の在り方の考察-日本医師会総合政策研究機構 主任研究員 和田 勝行

キーワード

◆性教育、学習指導要領、歯止め規定、七生養護学校事件、学校医

ポイント

- ◆近年、社会環境や生活環境の急激な変化は、国民の健康に大きな影響を与えており、児童生徒を取り巻く現代的健康課題についても、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、また心身の不調の背景にあるいじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題など、多様な健康課題が生じているが、性に関する問題についても、古くて新しい課題の一つである。
- ◆学校教育における性教育は、文部科学省が学習指導要領に定めるとともに、 それに基づき作成された教科書を中心に、学校において主に保健体育科で教 えられる。しかし、その内容については、「諸外国に比べて遅れている」「課 題の解決にならない」等の批判もある。その根底には、いわゆる「歯止め規 定」の存在がある。
- ◆このため、本書では、このような性教育の現状について分析するとともに、 望ましい性教育の在り方について、事例を紹介しながら考察することとする。

目 次

第	1章	■ はじめに	4
第	2 章	置 わが国の性教育の状況	5
	1.	性教育の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
	(1)	小学校	. 5
	(2)	中学校	. 6
	(3)	高等学校	. 7
	2.	「歯止め規定」と「都立七生養護学校事件」	. 7
	3.	足立区における授業展開と学習指導要領	10
第	3 章	5 自治体における取組事例	12
	1.	青森県	12
	(1)	産婦人科校医制度	12
	(2)	産婦人科校医の会	13
	(3)	性に関するセミナー	14
	(4)	性に関する手引き書「健やか青森っ子」	14
	2.	秋田県	15
	(1)	秋田県における性教育の歴史	15
	(2)	県独自の性教育システム	15
	(3)	医師が行う性教育講座	17
	(4)	秋田県の性教育の成果とこれから	19
	(5)	まとめ	21
	3.	佐賀県	22
第	4 章	5 考察	25
	1.	望ましい性教育をどう実施していくか	25
쑠	도걸	きかりに	30

第1章 はじめに

近年、社会環境や生活環境の急激な変化は、国民の健康に大きな影響を与えており、児童生徒を取り巻く現代的健康課題についても、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、また心身の不調の背景にあるいじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題など、多様な健康課題が生じているが、性に関する問題についても、古くて新しい課題の一つである。

学校教育における性教育は、文部科学省が学習指導要領に定めるとともに、 それに基づき作成された教科書を中心に、学校において主に保健体育科で教え られる。しかし、その内容については、「諸外国に比べて遅れている」「課題の 解決にならない」等の批判もある。

このため、本書では、このような性教育の現状について分析するとともに、 望ましい性教育の在り方について、事例を紹介しながら考察することとする。

第2章 わが国の性教育の状況

1. 性教育の構成

学校における性教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説、 またそれらに基づいて各教科書会社によって作成された教科書によって指導 されている。

(1) 小学校

小学校学習指導要領第2章第9節「体育」第2 各学年の目標及び内容 [第3学年及び第4学年] 2内容 G 保健 (2)には、次のとおり定 められている。

- (2) 体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 体の発育・発達について理解すること。
 - (7) 体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には、個人差があること。
 - (4) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が 芽生えること。
 - (ウ) 体をよりよく発育・発達させるには、適切な運動、食事、休養及 び睡眠が必要であること。
 - イ 体がよりよく発育・発達するために、課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現すること。

これを踏まえ、体は年齢に伴って変化することや、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること、 異性への関心が芽生えること等が記載された教科書が作成されている。

(2) 中学校

中学校学習指導要領第2章第7節第2[保健分野]2内容(2)において、次のように定められている。

- (2) 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに, ストレス への対処をすること。
 - (ア) 身体には、多くの器官が発育し、それに伴い、様々な機能が発達する時期があること。また、発育・発達の時期やその程度には、個人差があること。
 - (イ) 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。 また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。
 - (ウ) 知的機能, 情意機能, 社会性などの精神機能は, 生活経験などの影響を受けて発達すること。また, 思春期においては, 自己の認識が深まり, 自己形成がなされること。
 - (エ) 精神と身体は、相互に影響を与え、関わっていること。欲求やストレスは、心身に影響を与えることがあること。また、心の健康を保つには、 欲求やストレスに適切に対処する必要があること。
 - イ 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向け て思考し判断するとともに、それらを表現すること。

なお、3. 内容の取扱い(7)には、次のような注釈がある。

(7) 内容の(2)のアの(イ)については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性の関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

この、「妊娠の経過は取り扱わないものとする」との一文が、いわゆる「歯 止め規定」と呼ばれる部分である。これを踏まえ、各教科書では、生殖機 能に関するページでイラストを使って生殖器を説明し、射精や月経、排卵 のほか「受精」「妊娠」を取り上げているものの、「性交」や「避妊」には 触れていない。「妊娠の経過は取り扱わない」とされている歯止め規定があ るためとみられる。

(3) 高等学校

高等学校学習指導要領第2章第6節第2保健体育2内容(3)において、次のように定められている。

(ア) 生涯の各段階における健康

生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健 康管理及び環境づくりが関わっていること。

なお、3. 内容の取扱いにおいて次のような注釈がある。

(7) 内容の(3) のアの(7) については、思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵かん養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。高等学校においては、中学校の学習指導要領にあったような歯止め規定はない。しかし、「生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする」と、生殖について決して積極的な指導を求めるものとはなっていない。

2.「歯止め規定」と「都立七生養護学校事件」

学習指導要領における歯止め規定とは、「~は取り扱わないものとする」「~のみ取り扱うものとする」「~深入りしないものとする」などといった文言で学習内容を限定した規定のことである。学習指導要領に歯止め規定が導入されたのは1978年版の学習指導要領からで、1989年版及び1998年版の学習指導要領では、かなりきめ細かく定められていた。しかし、歯止め規定は、学習指導要領に定められたこと以上の内容を教えてはならないと誤解して受け止められることもあり、2008年の学習指導要領改訂では、歯止め規定は原則として姿を消している。

しかしながら前述のとおり、性教育に関しては、学習指導要領には「妊娠の

経過については取り扱わない」とされ、歯止め規定が残されている。1998年の学習指導要領改訂に際し盛り込まれたものである。当時どのような議論があったかについては、文部科学省の審議会資料等が残っておらず詳細は不明であるが、性教育を推進する立場の者と、推進しない立場の者の間で激しい議論があったことは想像に難くない。この対立構造は、特に教育行政に大きな影響を及ぼす国会・地方議会議員の中に現在でも見られ、現行学習指導要領においても性教育の歯止め規定が残されている大きな原因の一つであろう。

このような中、大きな問題となったのが、都立七生養護学校(当時)で行われていた性教育である。

同校には、知的障害のある子どもが通学しており、以前から障害のある子どもに対して、対症療法にとどまらない実効性のある性教育をすべく実践を重ねていた。知的障害のある子ども達は、抽象的な事柄を理解するのに困難を伴うことから、同校では具体的でわかりやすい授業を行うことが工夫されていた。例えば体の各部位の名称を歌詞にした「からだうた」(性器の名称が「ペニス」「ワギナ」として含まれている)を授業開始時に歌うことや、性器の付いた人形を用いる、また段ボール箱にペニス模型をつけ、ペニスの先から液体を出すことができるように内部に管を通してある「箱ペニス」を用いて精通についての指導をする、といった方法が採られていた。これらの授業の実施にあたっては、保護者の意見にも配慮した方法で行われていた。そして同校の性教育実践は、都教委が後援する研修でも取り上げられるなど、それまで肯定的に評価されてきていた。

しかし、2003 年 7 月 2 日に都議会で都立養護学校での性教育についてT都議の質問が行われ、同月 4 日には、都教委指導主事およびT都議、K都議らが新聞記者を同行して七生養護学校を訪れた。都議らはその場で同校の性教育にかかわる教員らを直接強く批判したほか、性教育教材の人形のズボンを脱がせ記者に撮影させるなどした。このような状況は生徒が学校内にいる状況で起きたものであるにもかかわらず、その場に居合わせた都教委指導主事はこの都議の行動を制止しなかった。また、同校で使用されていた性教育教材類はすべて都教委が回収し保管するところとなった。その後同校では、それまで行われてい

た性教育が実施できない状況になった。

同月9日には、都教委により、同校教員らに対して不適切な性教育であるか どうかを調査するためとして教員らに対する聞き取りが行われた。その際何ら かの処分を前提とするものであるとの説明はなかったが、都教委は、七生養護 学校の性教育が問題とされたことを契機としてすべての都立盲・ろう・養護学 校に監査を行った結果として、同年9月11日に「不適切な性教育」や「服務規 程違反」などの理由により、七生養護学校の教職員をも含んだ、養護学校管理 職37名について、停職、降格、減給、戒告、文書訓告、教員等65名について、 口頭による厳重注意、教委関係者について、戒告、文書訓告の処分がなされた。 そしてこのうち明確に「不適切な性教育」を理由として行われた処分は、七生 養護学校の13名の教員が含まれる合計21名の教員に対する厳重注意であった。 その後、同校では、校内研修会が実施され、指導指針が作成されるなどした。 その結果性教育の指導時間は大幅に短縮され、内容、指導形態については、ペ ニス、ワギナ、性交といった言葉の使用が事実上禁止されたほか、人形や模型 等を用いた指導を行うことが禁止され、図などの平面教材についても使用が著 しく制約された。結果として同校で行われる性教育は、それまで行われていた ものとはまったく異なるものとなった¹。

そこで、2005年5月に、同校の教員及び保護者が訴訟を提起(原告:教員25名、保護者2名)した。これらの行為は、教育基本法の「不当な支配」に当たり、教育の自由等が侵害されたとして、都教委らに対し国家賠償法に基づいて損害賠償の支払を求めたものである。

2009年3月、東京地裁は、

1. 都議らが原告教員らを批判し、非難した行為は、当該養護学校における教育の自主性を阻害し、これを歪める危険のある行為であり、旧教育基本法に定める「不当な支配」に当たる。都教委の職員は、都議らによる「不当な支配」から当該養護学校の個々の教員を保護する義務があったにもかかわらず、都議らが批判や非難をするのに任せたもので、保護義務に違反した。このような不

¹以上、東京都弁護士会ホームページより抜粋、改変。

作為は、国家賠償法上違法というべきであり、損害を賠償する責任がある。

- 2. 厳重注意をするのであれば、原告教員らに対し、性教育が学習指導要領に 違反し、発達段階を踏まえたものでないことを認識し得る機会を与えるべきで あったにもかかわらず、そうした機会を与えることなく厳重注意を行った行為 は、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したものとして、国家賠償 法上違反であり、損害を賠償する責任がある。
- 3. なお、都教委が、当該養護学校から性教育用教材を回収した行為、性教育の年間指導計画の変更を指導した行為、当該養護学校から原告教員らを異動させた行為については、「不当な支配」に当たるとはいえない。

との判決を下し、原告勝訴となった。続く東京高裁、最高裁判決においても 控訴が棄却され、判決が確定された。

しかしながら、この事件を機に、多くの学校現場で、性教育は萎縮してしま うこととなった。

3. 足立区における授業展開と学習指導要領

2018年3月、東京都足立区の中学校が、性交や避妊など、学習指導要領にない内容の性教育をしたとして、K都議²が問題視し、それをきっかけに性教育のあり方があらためて議論を呼んだ。

足立区の中学校で行われた授業は中学3年生を対象に行われ、「自分の性行動を考える〜妊娠と中絶〜」という名称で行われた。この授業を行った理由は、学校が事前に実施した「妊娠・中絶」についてのアンケートで知識の乏しさが歴然としていることや、確実に大人に近づいていく生徒に性の安全を保障するためなどとされている。

具体的な授業内容は、冒頭で性の特徴について人間と他の生き物の違い、避 妊の方法や人工妊娠中絶について触れており、その後、具体的な事例を基にし たパネルディスカッションをしたり、中絶の実態として10代の割合が高いこと や、中絶が法律的に認められている時期があること、避妊具の種類や入手方法

² 七尾養護学校事件のK都議と同一。

についても触れている。

この授業について、東京都教育委員会は不適切とはせずに「課題」があったとし、「学習指導要領を超える内容を指導する場合には事前に保護者全員に説明し、理解を得た上で対応する」ことなどを足立区教委に指導した³。また、これを機に、都教委は2019年3月、東京都医師会の協力も得ながら「性教育の手引」を全面的に改訂した。この手引には、学習指導要領を超える内容を指導する際の留意点や、外部講師に医師等を招いて授業を行う際の手順等が盛り込まれている。

学習指導要領には法的拘束力があり、これに定められた内容を教えないことは学習指導要領違反に当たる。一方、児童生徒の実情に応じ、発展的学習として学習指導要領を超える内容を教えることには、特段の制約はない。実際に、医師等の外部講師の力も借りながら、学習指導要領の歯止め規定を超えた授業を展開し、成果を上げている自治体も多く存在しているのである。

³ TOKYO MX NEWS Web 版 2018年4月26日 18時30分より抜粋、改変

第3章 自治体における取組事例

本章では、自治体、学校現場において特色のある性教育を行っている事例を 紹介する。

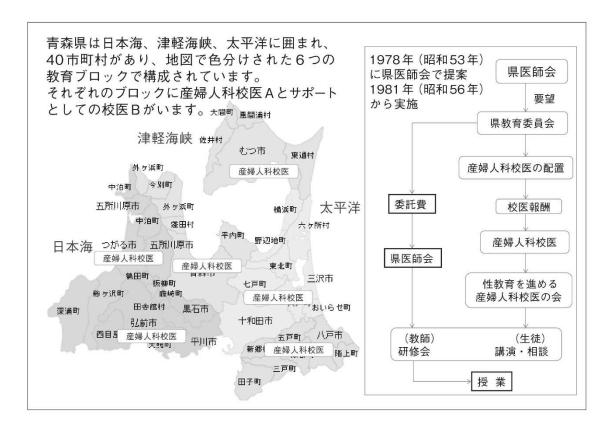
1. 青森県

青森県では、県教育委員会から正式に産婦人科校医として委嘱された制度があり、県立高校の性教育はこの制度のもとに行われている。その名のごとく産婦人科医が校医として委嘱され、性教育講演や性に関する相談などに対応している。

(1) 産婦人科校医制度

青森県方式ともいうべきこの産婦人科校医制度は、1978年頃、青森県内で女子高校生の売春や人工妊娠中絶が相次いで報道され、社会問題化したことに端を発する。当時の青森県医師会役員で日頃性教育の充実を訴えていた産婦人科医が、このタイミングを逃してはいけないと県教委に強く働きかけ、1981年、県立の女子高校を中心に産婦人科医を校医として配置する事業が立ち上げられた(図 1-1)。当初3名の産婦人科医でスタートしたが、現在は青森県内6教育ブロックに1名ずつ配置され、さらにその校医をサポートする数名の産婦人科医により女子高校だけにとどまらず県立高校のほとんどで産婦人科校医よる性教育が実施されている。この制度の一番のポイントは校医報酬と委託費が県で予算化され、それが現在まで継続していることにある。

図 1-1 青森県の産婦人科校医配置事業



(2) 産婦人科校医の会

県教委から委嘱を受けている産婦人科校医とサポート産婦人科医は定期的な情報交換を行っている。情報交換の一番の目的は性教育内容を検討し、時には講演用パワーポイントの共有を図ることにある。産婦人科校医制度が始まった1981年頃は「婚前教育"Premarital Education"」ということが性教育の基本に置かれていたが、時代の変遷に伴い求められる講演内容にも変化が生じてきている。1995年頃からの携帯電話の普及とともに増加した10代の人工妊娠中絶件数や性感染症の増加、2001年をピークとして10代の人工妊娠中絶件数の減少、SNSの普及に伴うトラブルの増加、デートDVや児童虐待の問題、そして、2015年4月に文部科学省の「同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティ(LGBT)の子どもについて、配慮を求める通知」が全国の国公立の小中高校などに出されたことなど、年代・時代に合わせた性教育を行ってきている。

(3) 性に関するセミナー

図1-1に示したように、産婦人科校医配置事業の役割は生徒への講演だけではなく、生徒の相談を受けるという役割もある。また、保健体育教師や養護教諭に対する講習会の開催も大きな役割のひとつである。毎年夏休み期間中を利用して県内の多くの学校関係者が一同に会して「性に関するセミナー」を開催している。講演は県教委、産婦人科校医、そして毎年県内外の性教育関係者に特別講演をお願いし、学校関係者だけでなく産婦人科校医自身のスキルアップにもつなげている。

(4) 性に関する手引き書「健やか青森っ子」

2007年より青森県医師会(校医の会のメンバー)と県教委が中心となり「学校における性に関する教育の考え方、進め方」を示す「健やか青森っ子」という手引き書を4回にわたって作成している。この手引き書の特徴は小学校1年生~高校3年生各学年別に発達段階に応じたテーマで、学校教育活動全体を通じて系統的・横断的に行うための要素を盛りこんでいることと、児童生徒にかかわる全ての教職員は、人格の完成と豊かな人間形成を目指す「性に関する教育の担い手」です、としている点である。この主旨の通り、保健体育の教員や養護教諭だけでなく、小中高校の全ての教員にこの手引き書が手渡されている4。

⁴ 以上(1)~(4)、図 1-1:第39回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会集録集 シンポジウム:「見直そう性教育」発言①「青森県の産婦人科校医制度と私たちの取り組み」 蓮尾 豊 より引用、改変

2. 秋田県

(1) 秋田県における性教育の歴史

秋田県では、初交の低年齢化や人工妊娠中絶率の上昇に歯止めがかからないという状況に鑑み、県教育委員会から県産婦人科医会に、産婦人科医による性教育講話の打診があり、2000年より県教育委員会「性に関する指導事業」の下、県内の高等学校で本格的に性教育講座を実施することとなった。2004年には講話を行う上でのベースとなる「秋田県性教育指導マニュアル」が発刊され、同年には講話対象を中学生まで拡大した。中学生が対象となったことで、翌2005年には小児科医など他科の医師が性教育事業に参加した。そのため、2012年より性教育事業は県産婦人科医会から県医師会に移管し、現在に至っている。

(2) 県独自の性教育システム

「秋田県性に関する指導事業計画」は、秋田県の性教育システムの根幹となるものである。同計画は、性に関する科学的な知識と正しい判断力を身に付け、適切な意思決定と行動選択ができる児童生徒を育成することを目的に 2000 年より行われている。その理念は「すべての教職員が共通理解を図り、各教科、特別活動および生徒指導などの、教育活動を通じて、性に関する指導を推進すること」に次に挙げる5つの事業により構成されている(図 2-1)。

• 中学校 年間計画を立案し, 高等学校 各学校で横断的 取り組みの推進 • 特別支援学校 ステップアップ 性教育講座 「性に関する指導」 の開催 「性に関する指導」 産婦人科 指導者研修会 相談医制度 県医師会推薦医師 教員研修の実施 の委嘱・活用 性に関する指導推進のための委員会

図 2-1 性に関する指導についての事業内容

○ステップアップ「性に関する指導」

性に関する指導の年間計画の例(中学生)(図 2-2)に示すとおり、指導に関しては、「学習指導」「保健指導」「生徒指導」のそれぞれを個別に行うのではなく、横断的に取り組むことを主眼としている。実際の指導も小学校、中学校及び高等学校でいずれもトップダウンによる画一的な内容で行うのではなく、各学校の各学年で年間計画を立案し、横断的に指導を実践している。「年間計画」に基づいた指導は「実践事例」として「実施報告書」にまとめ、「性に関する指導」指導者研修会の資料とする。

○「性に関する指導」指導者研修会

「性に関する指導」についての認識を深め、学校の教員の資質向上を図り、性に関する指導の充実に資することを目的として、年1回指導者研修会を開催している。対象は小学校、中学校及び高等学校の教員で、日常的に当該指導に従事している養護教諭は除外されていることが特徴である。研修会は県医師会の性教育委員会委員等による講義と分科会から構成され、後者では、ステップアップ「性に関する指導」で立案した「年間計画」や「実践事例」及び「実施報告書」を参考に検討や討議を行っている。

○産婦人科相談医制度

多様化する児童生徒の性に関する健康問題に対し、適切な保健管理や保健指導が出来るように、産婦人科相談員を設置している。相談員は県から委嘱された県医師会員の産婦人科女性医師が担っており、小学校、中学校及び高等学校の教員からの電話・FAX・電子メール等による相談に対応している。

○性教育講座

県内の中学3年生、高等学校及び特別支援学校高等部の生徒を対象に、県医師会会員及び県性教育研究会員による性教育講座を行っている。すべての対象学校で、3年の内に1回は性教育講座を開催することを県の実施要項に定めている。講演を希望する学校を県教委で選定・調整する。対象校が選定されると、県医師会が講師の選定を行い、以降は担当講師と学校間で日程や内容の打ち合わせをし、講座を行う。講座は原則50分で、実施校は生徒及び教職員に事前・事後アンケートを実施する(アンケート内容は事前・事後とも同内容)。

○性に関する指導推進のための委員会

小学校、中学校及び高等学校の校長会及び養護教諭代表、県医師会性教育 委員会委員及び県教委代表から構成される委員会が、前述した4つの事業に ついての統括を行っている。

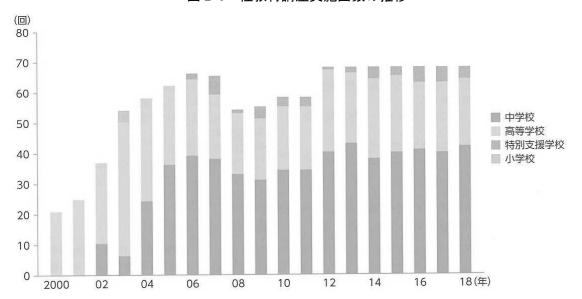
図 2-2 ステップアップ「性に関する指導」年間計画の例(中学生)

	学習指導 [取扱授業, 対象学年, 担当教員]	保健指導 [対象学年,担当教員]	生徒指導(学級活動) [担当教員]
4月	2	・学級指導:自分の健康や発育状況 を知る [全学年,学級担任]	・自己理解:グループエンカウンター [1 年学級担任・スクールカウンセラー] ・全校アンケート [Are you fine?] (心と体のチェック)
5月	・健康な生活と疾病の予防 [保健体育,3年,教科担任]	・保健指導:望ましい下着の着用 [全学年,各学年の学年主任・養護教 諭]	・SNS 利用についての調査・指導 [生徒指導主事・学級担任]・全校アンケート [Are you fine?]
6月	・望ましい異性理解 [道徳、全学年、学級担任] ・身体機能の発達 [保健体育、1年、教科担任]		・全校アンケート[Are you fine?]
7月	・薬物乱用防止教室 [保健体育,3年,警察署少年係] ・生殖に関わる機能の成熟 [保健体育,1年,教科担任]	・夏季休業前の健康相談活動 [各学年,養護教諭] ・1・2 年宿泊学習事前指導 [各対象学年,養護教諭]	・携帯やネットの健全な利用の指導 [生徒指導主事・スクールカウンセラー] ・全校アンケート [Are you fine?]
8月	・人権と共生社会 [社会,3年,教科担任]		
9月	・生物の細胞と増え方 [理科,3年,教科担任]	・保健講話:よりよい人間関係を築くためのソーシャルスキル [1年,スクールカウンセラー]	・自己肯定感の醸成:グループエン カウンター [3 年学級担任・スクールカウンセラー] ・全校アンケート [Are you fine?]
10月	・子どもの成長 [家庭、3年、教科担任]		・自己肯定感の醸成:グループエン カウンター [2 年学級担任・スクールカウンセラー]
11月		・性教育講話:性を正しく理解しよう(エイズを含む) [3年, 医師]	・SNS 利用についての調査・指導 [生徒指導主事・学級担任] ・全校アンケート [Are you fine?]
12月	・心と体の関わり [保健体育, 1 年, 教科担任]	・冬季休業前の健康相談活動 [各学年,養護教諭]	・全校アンケート[Are you fine?]
1月	・わたしと家庭生活 [家庭, 2年, 教科担任] ・薬物乱用の害と健康 [保健体育, 3年, 教科担任]		
2月	・欲求やストレスの対処 [保健体育, 1 年, 教科担任]		・全校アンケート [Are you fine?]
3月		・春季休業前の健康相談活動 [各学年,養護教諭]	

(3) 医師が行う性教育講座

秋田県では 2000 年以来長きにわたり医師による性教育講座を行ってきた (図 2-3)。

図 2-3 性教育講座実施回数の推移



事業当初は医師側も手探りの状態であったため、講座で供覧するスライドも講師により、さまざまな状況であった。そこで県内の指導水準の一指標として、新たに事業に参画する医師にも参考になるように、性教育プロジェクト委員会を立ち上げ、2004年に「秋田県性教育指導マニュアル」を発刊した。マニュアルは性教育に携わる医師、県教委、中高校の養護教諭等に配布し、3年を目途に改訂を行っている。マニュアルは①月経と二次性徴、②妊娠と避妊、③性感染症、④セクシュアリティ、⑤参考資料の5項から構成されており、各項のコンセプトと講座で使用できるスライドを示す作りとしている。①~②は基礎編と応用編を設定し、前者は中学生を、後者は高校生を対象として意識し作成している(図 2-4, 2-5)。

図 2-4 コンセプトの例:避妊(基礎編) 図 2-5 コンセプトの例:避妊(応用編)

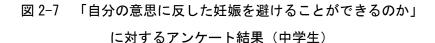
- 女子に月経が来て、男子が射精を経験すれば妊娠できる身体になったということ
- ・「正しい避妊をせずに性交する」ということは「妊娠 する」ということ
- 「妊娠する」ということは「中絶するか子どもを育てるか」のいずれかを選択すること
- ・避妊法のさまざま(どこにどう働いて、避妊効果を発揮するのか)
- お父さん、お母さんになれる日まで、性交しない

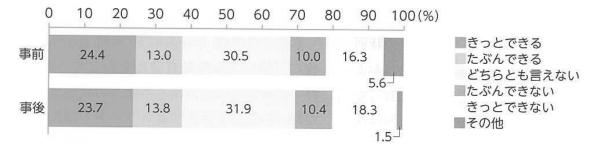
- 避妊をせずに性交すれば妊娠する
- 人工妊娠中絶術の方法(初期・中期)
- 人工妊娠中絶術の危険性
- ●正しい避奸法
- ピルによる避妊の仕組み(長所と短所)
- ・コンドームによる正しい避妊法
- 間違った避妊法: 腟外射精, オギノ式
- 緊急避妊法
- 禁欲が一番の避妊法
- 妊娠の徴候がみられたら、すぐ産婦人科へ

これらの教材を駆使しながら、各学校の希望も盛り込んだ、50 分間の講義 を行っている。中学生への講義では外性器の写真の使用ははばかられるが、 「性交」「sex」「避妊」などの学習指導要領に抵触するような語句も学外講師ということで使用している。講座終了後の感想としては「良かった」との評価は中学校で教諭 97.1%、生徒 88.4%、高等学校で教諭 100%、生徒 83.8%という結果であった(2018 年度)。2018 年度の中学生を対象としたアンケート結果の一部を見ると(図 2-6、2-7)、性的接触への考え方や避妊についての行動のうち、禁欲的項目への肯定的回答数が、事前アンケートと比較して事後アンケートでは増加するという例年通りの傾向を認めた。

10 20 30 40 50 60 70 80 90 100(%) ■中学生はしてはいけない 事前 27.5 34.2 25.1 7.9 ■愛情があってもしない方がいい あまり性的接触を考えていない 3.6 1.5 ■避妊・感染症予防をすればいい 互いに愛情があればいい 事後 36.3 37.9 14.3 8.2 ■その他 2.4 0.4

図 2-6 「性的接触に対する考え方」に対するアンケート結果(中学生)



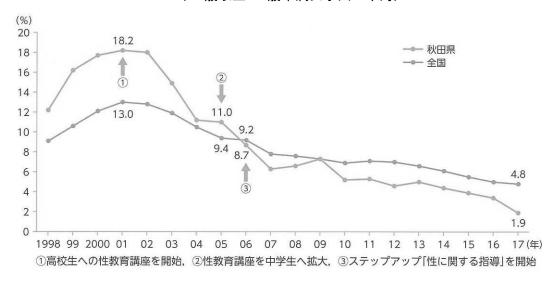


(4) 秋田県の性教育の成果とこれから

10代の性的活動の指標として人工妊娠中絶率は見落とすことができない項目である。以前は全国の約1.5倍まであった秋田県の10代人工妊娠中絶率は、前述のように医師による性教育講座を含めた事業の展開の結果、2017年には全国平均の1/2以下にまで低下した(図2-8)。

集団として行う性教育としては好ましい成果を出しているが、不登校生徒など本当に知識を得てもらいたい生徒に届ける「性教育の個別化」への対応も喫緊の課題である。

図 2-8 20 歳未満の人工妊娠中絶率の推移と秋田県の性教育事業の展開 (15 歳以上 20 歳未満女子人ロ千対)



また講座希望の学校数が増加している一方で、年間の担当講師数が漸減し、講師1人当たりの負担も増大している(図 2-9)。そこで秋田県医師会では、2019年度より「性教育講師バンク」を創設し、バンク登録の医師会員と希望校とのマッチングを行っている。講師の負担を軽減しつつ、学校側の講座希望にも対応することが狙いである。さらに、急速に少子高齢化が進む秋田県では、校内だけではなく保護者を巻き込んで性教育を絡めた少子化についての議論を活発化して行くことも考えられている。

図 2-9 性教育講座担当講師の診療科別年次推移

診療科(県内の医師数)	2016	2017	2018
産婦人科(109)	35	33	31
泌尿器科(77)	7	4	7
小児科(123)	7	6	5
計〈うち女性医師数〉	49(9)	43(7)	43(6)

(5) まとめ

秋田県の性教育のコアは「官ー教一医」が一体となって進めている「性に関する指導事業計画」であり、従来教育学が先行した性教育に「実学」としての医学が補填することで、より成果が得られるようになった。医療専門職による性教育講座は学校現場で行う性教育のブレイクスルーとなることができたが、単発の講義だけではかえって不安等をあおることにもなりかねない。それを考えると、年間計画を立案して実践する秋田県の性教育システム、そしてシステムを基に医師が行う性教育講座は、教育による学習効果を高め、知識を固定させるという面で好ましく機能していると考えられる5。

⁵ 以上(1)~(5)、図 2-1~2-9: 池上俊哉、秋田県の性教育システム「官-教-医」が一体となって進める性教育講座、助産雑誌 vol.73 no.5(2019 年 5 月)、医学書院より引用、改変

3. 佐賀県

佐賀県では、2006 年度に 20 歳未満の妊娠中絶率がワースト1 になり、性教育の重要性があらためて認識された。このため、佐賀県は様々な対策を実施することとなり、その一つに、2010 年度より学識経験者、医師会関係者、県、県教委、学校関係者代表からなる「性教育推進連絡協議会」(当時)を発足させ、「佐賀県性に関する指導の推進プラン」を策定して県全体の性教育の取組の指針とするなど、取組を強化してきた。

佐賀県医師会においても、独自の予算による事業「佐賀県の児童生徒に性教育を」を2009~2010年度に実施した(図 3-1)。これは、中学2年生を対象とし、性に関する授業を希望する中学校に、学校医または佐賀県医師会に登録された協力医師を派遣するものである。この事業は県医師会と県教委との協議により、2011年度からは事業を県教委に移管し、市町立中学校の2年生や県立高校等の全学年を対象とした「性に関する指導支援事業」として引き続き実施している(図 3-2)。その講師は引き続き学校医、または学校医の都合が付かない場合は佐賀県医師会に登録されている協力講師が行っている。

図 3-1 佐賀県医師会「佐賀県の児童生徒に性教育を」平成 21 年度実施要領

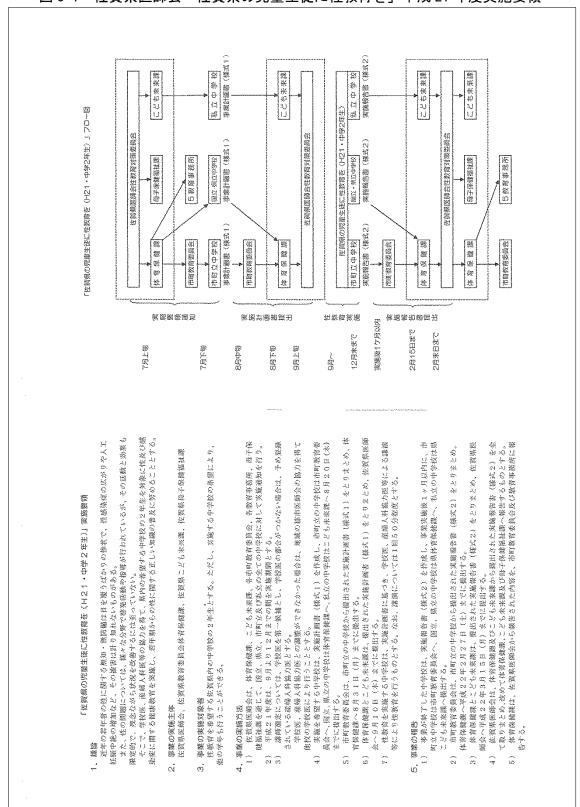


図 3-2 佐賀県教委・平成 30 年度市町立中学校・県立高校 性に関する指導支援事業実施要項

平成30年度県立学校性に関する指導支援事際実施要項	1. 自的 投票以は、1.0代の人工垃圾中給かか会国平均を上回っている。中他に至る原因は減々であるが、 とりわげ、1.0代の人工垃圾中給は心身への姿場が大きい。 こうした背景には、端ましい生き方の選択の未熟さともれ、特に関する正しい知識の不足も考 えられることから、中・減や生や保護者、業職長に対し、学校医、確係人科協力医学の専門医等を 殆へいし講演会や研修金を実施することにより、性に関する正しい知識を身に付けさせ、人間性農 かな児童生後の育成を図る。	本業の実施校及び磁投 (1) 柱に関する情導支援事業 (以下「事業」という。) を実施する学校は、別紙1に挙げる県立学 校56校 (通信を除く) (以下「実施校」という。) とする。 (2) 事業の対象となる鑑別は、実施校から襲出された事業計画に基づいて子質再配当を行う。(選 施強側は1, 19時間) なお報復費、旅費については下記のとおりとする。 ア. 韓優費は、下変の議解謝を競とする。 ア. 韓優費は、下変の議解謝を観とする。 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	その他部外講師 1時間 4,000円 イ・旅費は、佐賀県旅費規程による廃費線とする。	3. 事業の対象等等原理として含学年とする。4. 事業の対象期間4. 事業の公募期間4. 国際なの企業を	(行う。その数 い場合は、 「協力総飾」 を望する場合)に記入の上	法にて佐賀県盗婦人寿産金个保耐する。幼石課師の人道・顕紫打在貨票組員人科医会所行う。 ※単込締切は、期日畿代、緒野日表過ぎた依頼については、受付けられない。 (2) 講師に対する諸原等の役績は、変施校が文書にて行う。	6、專案計劃 爽站校は、專業計圖書(樂式1)は「SEFNet」で呼成30年5月25日(金)までに回答する。	7. 事業の報告 実施数は、事業完了後、事業報告書(様式2)は FSEI-Netj で10月以内に回答する。	-2-
平成30年慶市町立中學校性に関する指導支援事業家施要項		2. 海棠の展現など総数 (1) 高元階とも指表支援事業 (以下「海棠」という。) を実施する事故は、別様1に挙げる市町台中 争及 (総数表の事なを選集職を合む。) 8 7枚 (以下「総庫内」という。) たする。 海線の女衆となる総数は、実施致から場出された華森計画に基づく。 (実施の事態は1. 6 2000) たお破蹊数、下炭の緑密数金数とする。 ア・森像男は、下炭の緑密数金数とする。 本の地域の条数 (1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	3、事業の対象学年 原別として中华2年生(義務教育学校後期課程では中学2年生に相当する学年)とする。	4. 事業の対象期間 平成3.0年6月1日(金)~平成3.0年1.2月末日までを原則とする。 ただし、議局の指合等で期間外に実施することになった場合は、等値に既教育委員会(保健体資課) た協認して決める。	5、講師の選考・顕像は、実施校が行う。その際、議師については、専門的良報から学校版を第一候補 とし、学校版の部合がつかない場合は、一般社団法人在環界版師会に発験されている協力議師(確婚 人寿版・別な郷の記録を布望する場合、実施校は、4月27日までに「協力措施(議像人科版・助 信節「校職等」の解と)に近りない。当年の第一年の 2年、協力議師の成果を布望する場合、実施校は、4月27日までに「協力措施(議像人科版・助 信節「校職等」の解と)に近かのは、ファクラ・y(0952-37-1434)または適当にて佐 登界議場人科医会へ体網する。協力課師の人選・開設は佐宮県議場入科医会が行う。 ※申込練別は、類日難な、維約日を過ぎた依頼については、幾付けられない。	6. 等業幹価(1) 実施校は、等業計価器(様式1)を平成30年5月18日(金)をで応町教育委員会へ3部(うち2部は写し)を提出する(2) 相同総定委員会は、集業計画器(様式1)をよりまこめ、5月25日(金)までに異教育委員会(保理体育課)へ正本を提出するとまもに、教育事務所に写いる1解集出する。	 課題の依賴 諸師に対する 諸確不対する 器 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報	8. 事業計画の装売 事業計画の装削及び目録に変更があった場合は、事業変更計画器(構式4)により、6(1)、(2) の手順で、強やかに提出する。	-1-

第4章 考察

1. 望ましい性教育をどう実施していくか

それでは、中学校学習指導要領の「歯止め規定」の課題をどのように乗り越 え、望ましい性教育をどのように推進していけば良いのであろうか。

その答えの一つは、医師による出前授業の実施など、医療界と教育界の連携 が重要であると考えられる。

2021 年4月 11 日に日本医師会主催にて開催された、令和3年度学校保健講 習会では、健康教育に関する医療界と教育界の連携について、いくつかの取組 事例が発表された。このうち、佐賀県で行われている性教育の取組事例につい て発表があったが、その質疑応答の中で、コンドームの使用について話しても 良いのではないか、との質問に対し、佐賀県医師会側から、「ご存知のように文 科省の学習指導要領上は中学生では『避妊』には触れないことになっておりま す。『性感染症』は教えるのに『避妊』は教えてはいけないという不思議な話で 現実とは合わないです。また、文言についても色々と制約があり、例えばセッ クスとか性交とかエッチという言葉は使えません、性的接触という表現になり ます。これまた現実とは合いません。ただ、今回の佐賀県の性教育事業ではス ライド作りの段階で出来るだけ県教委が受け入れやすいスライドを目指しまし た。県教委はスライドやプリントなど文字として残る物には非常に神経質です のでスライド上は載せていません。しかし講師によっては口頭ではコンドーム にも触れていると思います。」との回答が寄せられた。このことはすなわち、現 場で医師と学校が試行錯誤を繰り返しながら、何とか望ましい性教育を実施し ようと努力している姿が見て取れる。

また、秋田県についても、前述の性教育の事業の実施に当たり、中学校において学習指導要領を超える性教育の授業を実施することについて、保護者等から反発はなかったのか尋ねたところ、過去長きにわたり実施してきたこの秋田県方式の性教育は、保護者が生徒であった時代から連綿と受け継がれ、特に抵抗なく受け入れられているとのことであった。

2. 性教育のコンセンサスをどのように得ていくか

中学校学習指導要領における歯止め規定が廃止されない大きな理由の一つとして、前述のように、教育行政の決定に影響を及ぼす国会議員・地方議員の意向が挙げられる。国会や地方議会で意見が分かれている間は、文部科学省としては現状を変更したくても出来ないのが実情であろう。現に、2020 年 11 月 17日の参院文教科学委員会では、梅村みずほ議員が歯止め規定の撤廃を求めたが、その際も議員と大臣との間で意見が真っ向から対立している「。以下、国会の議事録からの抜粋である。

〇梅村みずほ君

(前略) ここで大臣にお伺いしたいんですけれども、各自治体が性教育を子供たちに行うに当たって、自治体が一番警戒していることって何だと思われますか。

〇政府参考人(瀧本寛君) お答え申し上げます。

子供たちの実態が、それぞれ一人一人成長の段階にあるわけで、同じ学年にいる子であっても相当程度にその生徒間の発達の段階の差異も非常に大きいと。その中で、その発達している状況をしっかりと見極めた上でどう指導していくかと。先ほど委員から歯止め規定のお話ございましたが、歯止め規定そのものは、決して教えてはならないというものではなくて、全ての子供に共通に指導するべき事項ではない、ただし、学校において必要があると判断する場合に指導したり、あるいは個々の生徒に対応して教えるということはできるものでございますので、そうした慎重な見極めないしは判断というところは心を最低配っているところかなと思っております。

○梅村みずほ君 私は違うと思います。バッシングです、私が思うにですが。

.

⁶ 日本維新の会所属。

⁷ https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=120315104X00220201117¤t=2

二〇〇三年、東京都立七生養護学校の先生方が、性被害に遭いやすい又は加害者にもなりやすい、しかも物事の理解が難しい子供たちのためにどうやって性の大切さを教えようかと熟考して実施した性教育が都議会や国会でやり玉に上げられました。先生方には処分が下るという衝撃があって、その性教育バッシングの後遺症はいまだに残っています。

だからこそ、私が取組を視察したいとアポイントを取るとき、あるいは現場に行きましたとき、自治体の態度は様々な防御に出ます。先生、性教育というのはですね、性感染症を防ぐ、言ってみれば体を守る健康の観点からやっているんですという自治体もありましたし、先生、性といってもですね、根幹にあるのは道徳なんです、相手を思いやる気持ちなんですという弁明から始まるんですね。そうさせているのは歯止め規定であり、私は文科省の姿勢でもあると思っています。

一方で、文科省の担当者の皆様も悩まれていると、私は日々のやり取りをしていて思うんです。文科省さんもおっしゃるんですね。先生、でもですね、こうやって教える方法もありますよ、こんな工夫をしている自治体もありますよと教えてくださるんです。そうじゃないですよね。道にどんと大きな岩があって、こうやったら通れますよ、ちょっとぐらい当たっても大丈夫ですよではなくて、その岩自体が今邪魔になっているというふうに私は思っているんです。ですから、大臣からこの性教育バッシングを払拭するようなメッセージが私は必要だと思います。

この性教育バッシングについて、そして、もしよろしければ、もう一度歯止め規定についてお言葉を下さい。

〇国務大臣(萩生田光一君) 先生の問題意識は分かりますけれども、実態は様々でありまして、今、二〇〇三年の例申し上げましたけど、私、厳しく指導した方です。東京都で、本当に養護学校でこれだけの器具をそろえてその子供たちにこういった性教育をすることが本当に必要かというのは、私は当時は行き過ぎた教育だと思いました。東京都はそれを是正しました。バッシングしたわけでも何でもありません。子供たちのことを思い、かばってやったことであ

ります。必要に応じて、発達段階に応じて、その教育はその後、是正をされて いるというふうに思います。

ですから、先生の問題意識というか心配はすごく分かるんですけれど、じゃ、それで全て解決するかというと、もう一回言いますけど、子供たちのやっぱり発達段階に応じて、また、あるいは個別にもやっぱり指導していくことが必要だと思います。

性教育をバッシングを世の中で一斉にしているとは私は思っていません。また、必要性も理解していますので。ただ、今さっき先生が示していただいた全国の例というのは、学校現場だけが行っているんじゃなくて、社会全体で取り組んでいるというところに強みがあるんだと思います。

ですから、これから子供たちが誤った道を行くことのないように、どういう 性教育が本当に効果があるのか、これはいろんな意見を聞きながら、しっかり 対応を考えてみたいと思います。

以上のやりとりを見ても、議員、大臣、政府参考人のそれぞれで考え方が異なっていることが分かる。大臣や政府参考人の答弁は、学校現場等で奮闘している医療関係者や教育関係者等の努力に水を差すものであり、極めて残念である。

日本医師会や都道府県・郡市区医師会においては、性を含む、学校での健康 教育の充実に鋭意取り組んでいる。文部科学省や教育委員会には、医療的に今 の性教育は不十分であることから、医療界がこのような取組を行っていること を真摯に受け止め、積極的に性教育の充実を図ることを強く求めたい。

また、学校医は学校と良好な関係を築き、歯止め規定の存在により性教育の 実施に苦労している学校現場に出向いて、医師というゲストの立場を活用した 出前授業を積極的に行うことが有効である。なお、前述の青森県や秋田県の事 例では、性教育の出前授業に産婦人科医を活用して効果を上げているが、対応 できる産婦人科医の確保という点で、全国的にこの取組が展開できるかどうか 疑問が残る。その点、各学校に必ず置かれている学校医の協力を得て取り組ん でいくことも必要であろう。また、健康教育の動画などの教材の作成・普及を検討することも必要であろう。

第5章 おわりに

我が国では、性教育は諸外国に比べて遅れていると言われ続けてきた。また、 我が国の性教育を容易には変えられない現状も、学習指導要領の歯止め規定や 国会での論戦を通じ見てきた。他方で、日本においても科学的な知見に基づい た性教育を子ども達の発達段階に応じて義務教育の期間中に施すことで、若年 層がさらされている性的リスクへの被害軽減につながるものと考え、積極的な 性教育に取り組もうという動きも現れてきた⁸。

このような中、学校現場においては、学校医等が中心となって、学習指導要領上の制限と、真に必要な性教育のあり方について学校長等と十分議論し、その制限を乗り越えていくことが求められよう。

また、文部科学省は、都道府県や郡市区医師会、また日本医師会の取組を真 摯に受け止め、望ましい性教育の実現に向けて踏み出す時期であろう。

なお、都道府県医師会における取組として、青森県、秋田県、佐賀県の事例を挙げた。コロナ禍でこれ以上の十分な取材が出来なかったが、今後の各県の 取組において、参考としていただければ幸いである。

30

⁸ 大阪市議会、性教育の充実を求める意見書、令和3年2月10日可決など。